

ロンドン・リビング・ウェイジに関する一考察

岸 道 雄

- I. はじめに
- II. ロンドン・リビング・ウェイジ導入の背景
- III. ロンドン・リビング・ウェイジの概要
- IV. ロンドン・リビング・ウェイジの費用と効果
- V. ロンドン・リビング・ウェイジについての考察

I. はじめに

日本の地方自治体において公契約条例を制定する動きが広がっている。2009年に野田市、2010年に川崎市、その後2011年に多摩市、相模原市、2012年に東京都渋谷区、国分寺市において公契約条例が成立した¹⁾。公契約条例（もしくは公共調達条例）は、適用範囲、対象事業、対象となる金額は制定した各地方自治体によって異なるものの、各地方自治体が民間事業者と締結する公契約（公共工事、業務委託等）においてその契約に基づき業務に従事する労働者の賃金の下限を国の最低賃金制度によらず、公共工事設計労務単価や生活保護基準、職種に応じた標準的賃金を基にして定めることを含み、こうした賃金は国の最低賃金法に基づく最低賃金よりも高く設定される。これは、公契約の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定が目的とされるためである²⁾。

こうした国の法律に基づく最低賃金を上回る賃金下限額を地方自治体の公契約に限定して設定することの是非について、岸（2012）は労働者間の公平性と経済学の観点から考察を行った。しかしながら、我が国の公契約条例はアメリカの地方自治体で広がっている生活賃金条例（Living Wage Ordinance）と類似したものであり、同様の取り組みはイギリス・ロンドンにおいても行われている。これはロンドン・リビング・ウェイジ（London Living Wage）と呼ばれるもので、ロンドン市長が積極的にサポートしており、条例という形をとらず、企業等の自主性に任せるというユニークなものである。

本論文は、このロンドン・リビング・ウェイジについ

て、その導入の背景、概要を確認した上で、その費用と効果の検証と考察を行い、我が国への示唆を探ることを目的とする。

本論文の構成は、まず生活賃金（Living Wage）の概念を確認し、アメリカにおける生活賃金の広がりを経緯、現状を概観する。次にアメリカの生活賃金運動の広がりの影響を受けつつ、ロンドンにおいて生活賃金が導入された経緯、背景を示した後、ロンドン・リビング・ウェイジの計算方法、適用範囲、適用方法について紹介する。その後、これまで公表されたロンドン・リビング・ウェイジの費用と効果に関する2つの報告書について要点を示し、経済学の観点から考察を行う。最後に我が国への示唆について言及する。

II. ロンドン・リビング・ウェイジ導入の背景

1. アメリカのリビング・ウェイジの取り組み

上で述べたように、現在我が国で広がりつつある地方自治体による公契約条例は、現行の最低賃金制度に基づく最低賃金では生活が困難だとして、労働者にとっての生活可能給の考え方がベースにある。こうした考えに基づく賃金は、生活賃金（Living Wage）と呼ばれ、その議論はアメリカ、イギリスでは古くから行われていた³⁾。Brenner（2002）は、生活賃金の起源はイギリスであるが、歴史家によれば生活賃金の概念は1870年代の工業化（Industrialization）の始まりにまで遡ることができ、生活賃金について様々な定義があるものの、「家族をサポートし、自尊心を維持し、収入と国の市民生活に参加するための余暇を持つことを提供すべき賃金」であると

し、ニュー・ディール社会契約の基礎となったことを指摘している⁴⁾。

こうした考えは時を経て1990年代にアメリカの地方自治体において具現化され、1994年にバルティモア市において、初めて生活賃金条例(Living Wage Ordinance)が制定された。当時の連邦最低賃金が時給4.35ドルだったのに対し、時給6.1ドルの最低賃金をバルティモア市が契約している民間事業者の労働者に適用することとなった⁵⁾。その後、こうした連邦最低賃金を上回る金額の時給を定める地方自治体独自の生活賃金条例制定が全米に広がり、2007年には約140もの数の地方自治体が生活賃金条例を持つに至ったという⁶⁾。

Newmark and Wascher (2008)によれば、アメリカの生活賃金条例は、通常公契約に従事する民間事業者に適用されるもので、さらに約半数の生活賃金条例は地方自治体から補助金や減税措置といった金銭的支援を受けている企業の従業員にも適用されるものの、自治体職員自体に適用されるケースは稀であるとのことである⁷⁾。したがって、アメリカの生活賃金条例は、連邦政府や州政府が定める最低賃金と比べ、そのカバレッジが限定されること、そうした最低賃金よりも高い水準の最低生活賃金額が定められることに特徴がある。

2. ロンドン・リビング・ウェイジの導入

こうしたアメリカでの生活賃金条例制定の取り組みの広がりを受けて、2005年にイギリスで初めてロンドンにおいて、ロンドン・リビング・ウェイジ(London Living Wage)と呼ばれる生活賃金が導入され、2012年までこれまで毎年8回にわたってロンドン・リビング・ウェイジが更新され、公表されている⁸⁾。

1997年にそれまでの保守党に代わって、労働党が政権に就くと、イギリス国民の低賃金に対策が必要との認識に基づき、1998年にイギリス史上初めて全国最低賃金法(National Minimum Wage Act)が制定され、低賃金委員会(Low Pay Commission)が最低賃金を設定(低賃金委員会が政府に勧告)することになった⁹⁾。全国最低賃金法の目的について、小宮(2007)は、「必ずしも、明確とはいえないが」とした上で、労働党のマニフェストと政府資料に基づき、「①社会保障給付に頼らない労働者の就労を促進すること、②有害な経済的効果を伴わずに最下層就労世帯の賃金所得を向上されること、および③使用者のまともな賃金負担の回避を規制して国家

の税収改善と社会保障給付削減を達成することの三つにあったといえることができると思われる」としている¹⁰⁾。1999年以降、全国最低賃金として、毎年、成人レート(Adult Rate:22歳以上の労働者へ適用される時間当たり賃金)、発展レート(Development Rate:18-21歳の労働者に適用される時間当たり賃金)が、加えて2003年以降は16-17歳レート、2010年からは見習いレート(Apprentice Rate:19歳未満の見習い労働者および19歳以上で最初の12か月の見習い期間に適用される時間当たり賃金)が公表されるようになった¹¹⁾。1999年4月に設定された最初の成人レートは3.6ポンド、120万人の労働者が対象となり、平均10%の賃上げとなったとのことである¹²⁾。しかしながら、最低賃金は、景気見通し、賃金格差、企業への費用、物価、競争力(生産性や企業の利益等)、雇用、企業経営者の考え等の様々な要素を勘案して決定されるため¹³⁾、最低賃金が低所得者層の貧困を大きく改善するために必ずしも十分な高さに設定されたとは言い難かった¹⁴⁾。こうした状況に対して、2001年、宗教グループや住民組織等幅広い構成員からなる地域非営利組織であるLondon Citizenのメンバーによって、ロンドン・リビング・ウェイジ・キャンペーンが開始された。London Citizenは、低賃金がコミュニティ全体にコストを与え、労働者の健康、教育上の達成や家族生活、市民生活へ悪影響を及ぼしているとし、ロンドンにおける生活賃金を求めるキャンペーンを行なったのである¹⁵⁾。

Wills and Linneker (2012)によると、こうしたコミュニティ組織のロンドン・リビング・ウェイジ・キャンペーンは、アメリカの生活賃金条例への取り組みから得たいくつかの教訓を基に、それを生かす形で次の4点において独自の展開が行われたという¹⁶⁾。第1に、London Citizensはロンドン市長(2004年からケン・リヴィングストン、2008年以降ボリス・ジョンソン)へ政治的影響力を行使し、大ロンドン庁(Greater London Authority)の経済専門家達がロンドン・リビング・ウェイジの金額を決め、ロンドン市長が継続的に公表し、支持を表明することを求めたことである。これにより、ロンドン・リビング・ウェイジに彼らのキャンペーンから独立した存在といった価値を与えている。第2に、ロンドン・リビング・ウェイジ・キャンペーンは、公契約だけに焦点を絞っているのではなく、ロンドン市全体における新たな賃金の基準を設けることを意図したもので

あった。ロンドン・リビング・ウェイジは、アメリカの生活賃金条例や上記の全国最低賃金法と異なり、条例や規定という形をとることにより、その対象となる雇用者に強制的にその賃金水準の採用を義務付けるものとはなっていない。あくまでも民間事業者の自発的な採用という形をとっている。大ロンドン庁の公共サービス提供主体である都市警察庁（Metropolitan Police Authority）、ロンドン消防団（London Fire Brigade）、ロンドン運輸局（Transport for London）においてロンドン・リビング・ウェイジが現在適用されているが、キャンペーンはより広範囲の有名企業、組織をターゲットにしてきている。この結果、2005年以降2011年12月までに100を超える数の企業、公共団体、非営利組織がロンドン・リビング・ウェイジを採用し、ロンドン・リビング・ウェイジ受給者は1万1522人、そうした労働者へのロンドン・リビング・ウェイジ支給累積額は9934万3632ポンドに上るとしている。第3に、アメリカの取り組みと異なり、London Citizensは、ロンドン以外の地域に生活賃金が広がることにおいて、設定する時間当たり賃金額、算出方法等に関して、ロンドン・リビング・ウェイジと過度に異なることにならないよう努めていることである。2011年5月にLondon Citizensは、Living Wage Foundationを設立し、この組織がロンドン以外の生活賃金を設定するための主導的役割を担うようになっている。第4に、Living Wage Foundationは、そのリビング・ウェイジ・キャンペーンに雇用者やその他団体を関わらせるよう行動していることである。Living Wage Foundationは、シンク・タンクのResolution Foundation, Queen Mary University of London, KPMGを含む6つの主要な協賛団体を持っている。これは、より広い連携によってキャンペーンのインパクトをより深化させることをLiving Wage Foundationが念頭に置いているものと考えられる。Living Wage Foundationは、現在、ロンドン・リビング・ウェイジを採用している企業、団体、組織を「認証（Accreditation）」し、生活賃金マーク（Living Wage Mark）をそうした企業等に付与している¹⁷⁾。

III. ロンドン・リビング・ウェイジの概要

ロンドン・リビング・ウェイジは、ケン・リヴィングストーン前ロンドン市長在任時の2005年に初めて公表さ

れた。ケン・リヴィングストーン前ロンドン市長は前年のロンドン市長選挙の際に、ロンドン・リビング・ウェイジ導入のために、生活賃金を専門に分析する課（Living Wage Unit）を大ロンドン庁内に設置し、ロンドンの生計費および賃金と収入水準を監視することを公約の一つとしていた¹⁸⁾。この公約を果たす形で、大ロンドン庁内にあるGLA Economics, Living Wage Unitにより“A Fairer London The Living Wage in London 2005”というロンドン・リビング・ウェイジの具体的金額とその計算方法についての詳細な報告書が2005年3月に公表されたのであった。

ロンドン・リビング・ウェイジは、上記の通り、次の点において全国最低賃金と異なる。1998年全国最低賃金法に基づく最低賃金は、政府の諮問機関である低所得委員会（Low Pay Commission）の勧告を受けて政府が最終決定する。これは法律に基づいて全国一律の時間当たり賃金が設定されるものである。したがって、イギリス国内の雇用者はその対象となる被雇用者（労働者）に対して全国最低賃金以上の賃金を支払うことが義務付けられており、強制的である。また、様々な経済変数、特に低所得層の労働者の雇用への影響を考慮して決めるため、生計費が上昇したとしても、それに応じて最低賃金が上昇するというには必ずしもならない。一方、ロンドン・リビング・ウェイジは、こうした判断を経て決定されるのではなく、実際の生計費を反映するように計算され、毎年の再計算も判断に基づくものではない¹⁹⁾。GLA Economics（2012）は、「ロンドンにおいて生活賃金の必要性は明らか」とし、その理由として、住居費を含めると、26%のロンドンの世帯が最低所得層（全体の1/4）に入り、イングランドの平均20%と比較して、イングランドの全地域で最高水準となっており、全国一律の最低賃金がロンドンでは有効に機能していないこと、そして11%のフルタイム労働者と46%のパートタイム労働者が生活賃金を下回る賃金しか得ていないことをあげている²⁰⁾。

ロンドン・リビング・ウェイジの計算方法は、2005年以降大きな枠組みとしては変更はなく次の通りである。基本的な生活費を満たすのに必要とされる時間当たり賃金（これを基本生活費アプローチ（Basic Living Costs Approach）と呼んでいる）とロンドンの各世帯の中位所得の60%の所得から算出される時間当たり賃金（これを所得分布アプローチ（Income Distribution

Approach) と呼んでいる) の2つの異なるアプローチにより算出された金額を加重平均して一つの金額を算出する。そして不測の経済的なリスクに備えるために、この金額に15%上乗せした金額を最終的にロンドン・リビング・ウェイジとしている。2012年11月に公表された直近のロンドン・リビング・ウェイジは、時間当たり8.55ポンドで、2012年全国最低賃金の成人レート6.19ポンドと比べて2.36ポンド、38.1%高い水準である。

次に基本生活費アプローチ、所得分布アプローチ、そして最終的なロンドン・リビング・ウェイジの計算方法の詳細について見ていくこととする。

1. 基本生活費アプローチ (Basic Living Costs Approach)²¹⁾

基本生活費アプローチは、ヨーク大学にあるFBU (Family Budget Unit) によって開発されたもので、「典型的な家族にとって低コストだが、受け入れ可能な (low cost but acceptable (LCA)) 生活水準」を満たすために必要な支出額を費用化するというものである²²⁾。この基本生活費を満たす賃金額は、「適切な水準の暖かさや住居、健康的で味の良い食事、社会との同和および給与稼得者とその家族が慢性的なストレスを回避」する金額としている²³⁾。

GLA Economics は、基本生活費について、4つの世帯タイプ (①2人の成人と2人の子供 (10歳と4歳)、②1人の成人と2人の子供 (10歳と4歳)、③成人2人で子供なし、④成人1人でこどもなし) を想定している。それぞれの世帯タイプについて、勤労所得を得ている成人が2人ともフルタイムで働いている、1人フルタイムで1人はパートタイム、2人ともパートタイム、成人が1人の場合、フルタイム、パートタイムという区分けをし、全部で14世帯のモデルを想定している。ただし、一部データの入手が難しいことから、11の世帯タイプ

に基づいて生活費の算出を行っている。

表1、表5に示されているように、生活費は、住居費、カウンスル税 (住居の広さに応じて支払う地方税)、交通費、子供の養育費、そしてその他の生活費 (購入費) の5つに区分している。子供がいるかいないかによって、世帯を大きく2分し、それぞれについて上で述べたフルタイム、パートタイムの所得者区分に応じてこうした5つの生活費を算出する。そしてこうした生活費が算出された後、表2、表6にある通り、各世帯におけるすべての所得者が全国最低賃金の時間当たり6.19ポンドで働いて所得を得ることとし、その世帯の総所得から諸税を控除し税引き後所得を算出する。これに、資力調査によって与えられる低所得者向けの各種控除・給付 (勤労税額控除 (Working Tax Credits)、子供税額控除 (Child Tax Credits)、住宅給付 (Housing Benefits)、カウンスル・タックス給付 (Council Tax Benefit)) および所得の多寡にかかわらずに支給される子供手当 (Child Benefit) を加えた総所得を算出する (合わせて、政府からの各種給付を含めない金額も計算される)。こうして算出された総所得と基本生活費とを比較したものが表3、表7である。この表3、表7からわかるように、いくつかの世帯タイプにおいて、最低賃金で得ることができる所得と各種控除・給付を合わせた総所得が基本生活費を上回るものがあるものの、所得-費用の金額がマイナスとなっている世帯は最低賃金では生活できないことを示している。そこで、表4、表8にあるように、基本生活費をカバーできる賃金 (基本生活費と同額の賃金) をそれぞれの世帯で計算し (既にカバーできている世帯は最低賃金の6.19ポンド)、最終的に世帯モデルごとの賃金を加重平均して算出したものが基本生活費アプローチから導き出される生活賃金となる。2012年は7.1ポンドとなっている (各種控除・給付を除いた場合は9.1ポンド)。

表1 ロンドンに住む典型的な家族の基本生活費用（子供のいる世帯）

（単位：ポンド、週当たり）

所得者	夫婦と子供2人					一人親と子供2人		
	2 ft	1 ft	1 pt	2 pt	1 ft	1 pt	ft	pt
購入費	213.95	213.95		213.95	213.95		162.21	162.21
住居費	106.27	106.27		106.27	106.27		106.27	106.27
カウンスル税	25.08	25.08		25.08	25.08		18.81	18.81
交通費	60.65	60.65		60.65	30.32		30.32	30.32
子育費	257.06	123.77		123.77	0.00		257.06	123.77
合計	663.01	529.72		529.72	375.63		574.67	441.38

注：ft：フルタイム pt：パートタイム

出所：GLA Economics (2012) の Table 2.1 に基づき筆者作成

表2 全国最低賃金に基づく各世帯の所得（子供のいる世帯）

（単位：ポンド、週当たり）

所得者	夫婦と子供2人					一人親と子供2人	
	2 ft	1 ft	1 pt	2 pt	1 ft	ft	pt
合計所得 (時給 6.19 ポンド)	476.63	343.55		210.46	238.32	238.32	105.23
諸税	63.80	31.90		0.00	31.90	31.90	0.00
税引後所得	412.63	311.65		210.46	206.42	206.42	105.23
全ての社会保障給付を含む							
全給付	267.21	228.47		283.03	237.49	364.91	310.85
総所得	680.04	540.11		493.49	443.91	571.33	416.08
資力調査済みの給付を除く							
子供給付	33.70	33.70		33.70	33.70	33.70	33.70
総所得	446.50	345.30		244.20	240.10	240.10	138.90

出所：GLA Economics (2012) の Table 2.3a に基づき筆者作成

表3 所得と費用（子供のいる世帯）

（単位：ポンド、週当たり）

所得者	夫婦と子供2人					一人親と子供2人	
	2 ft	1 ft	1 pt	2 pt	1 ft	ft	pt
全ての社会保障給付を含む							
総所得	680.04	540.11		493.49	443.91	571.33	416.08
基本生活費	663.02	529.73		529.73	375.64	574.67	441.38
費用を引いた所得	17.0	10.4		-36.2	68.3	-3.3	-25.3
資力調査済み給付を除く							
総所得	446.5	345.3		244.2	240.1	240.1	138.9
基本生活費	663.02	529.73		529.73	375.64	574.67	441.38
費用を引いた所得	-216.5	-184.4		-285.6	-135.5	-334.6	-302.4

出所：GLA Economics (2012) の Table 2.4a に基づき筆者作成

表4 基本生活費を満たすのに必要な時間当たり賃金（子供のいる世帯）

（単位：ポンド、週当たり）

所得者	夫婦と子供2人					一人親と子供2人	
	2 ft	1 ft	1 pt	2 pt	1 ft	ft	pt
人数	213,096	273,085		14,518	138,820	51,858	30,662
賃金水準（給付込み）	6.19	6.19		8.40	6.19	6.50	9.35
賃金水準（資力調査済みの給付を除く）	10.35	10.80		15.00	11.40	> 15	> 15

出所：GLA Economics (2012) の Table 2.5a に基づき筆者作成

表5 ロンドンに住む典型的な家族の基本生活費用（子供のいない世帯）

(単位：ポンド、週当たり)

所得者	夫婦で子供無し					単身者		
	2 ft	1 ft	1 pt	2 pt	1 ft	1 pt	ft	pt
購入費	128.37	128.37	128.37	128.37	128.37	128.37	100.09	100.09
住居費	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	99.00	99.00
カウンシル税	25.08	25.08	25.08	25.08	25.08	25.08	18.81	18.81
交通費	60.65	60.65	60.65	60.65	30.32	30.32	30.32	30.32
子育費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	389.10	389.10	389.10	389.10	358.78	358.78	248.22	248.22

出所：GLA Economics (2012) の Table 2.1b に基づき筆者作成

表6 全国最低賃金に基づく各世帯の所得（子供のいない世帯）

(単位：ポンド、週当たり)

	夫婦で子供無し				単身者	
	2 ft	1 ft	1 pt	2 pt	1 ft	ft
合計所得 (時給 6.19 ポンド)	476.63	343.55		210.46	283.32	283.32
諸税	63.80	31.90		0.00	31.90	31.90
税引後所得	412.63	311.65		210.46	206.42	206.42
全ての社会保障給付を含む						
全給付	0.00	23.08		107.73	106.36	8.52
総所得	412.83	334.73		318.19	312.78	214.93
資力調査済みの給付を除く						
子供給付	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00
総所得	412.8	311.6		210.5	206.4	206.4

出所：GLA Economics (2012) の Table 2.3b に基づき筆者作成

表7 所得と費用（子供のいない世帯）

(単位：ポンド、週当たり)

所得者	夫婦で子供無し				単身者	
	2 ft	1 ft	1 pt	2 pt	1 ft	ft
全ての社会保障給付を含む						
総所得	412.83	334.73		318.19	312.78	214.93
基本生活費	389.10	389.10		389.10	358.78	248.22
費用を引いた所得	23.7	-54.4		-70.9	-46.0	-33.3
資力調査済み給付を除く						
総所得	412.8	311.6		210.5	206.4	206.4
基本生活費	389.10	389.10		389.10	358.78	248.22
費用を引いた所得	23.7	-77.5		-178.6	-152.4	-41.8

出所：GLA Economics (2012) の Table 2.4b に基づき筆者作成

表8 基本生活費を満たすのに必要な時間当たり賃金（子供のいない世帯）

(単位：ポンド、週当たり)

所得者	夫婦と子供2人				単身者	加重平均	
	2 ft	1 ft	1 pt	2 pt	1 ft	ft	
人数	424,346	108,864		14,368	79,751	416,037	1,765,378
賃金水準（給付込み）	6.19	8.05		13.00	12.00	7.80	7.10
賃金水準（資力調査済みの給付を除く）	6.19	8.05		13.00	12.00	7.80	9.10

注：加重平均された賃金水準（給付込み）7.10 ポンドおよび賃金水準（資力調査済みの給付を除く）9.10 ポンドは、子供のいる世帯、子供のいない世帯両方を合わせた数値

出所：GLA Economics (2012) の Table 2.5b に基づき筆者作成

2. 所得分布アプローチ (Income Distribution Approach)²⁴⁾

イギリスの労働年金省 (Department of Work and Pensions、以下 DWP) は世帯の可処分所得についてのデータを公表しており、GLA Economics はこのデータを用いて、上記の基本生活費アプローチとは異なる生活賃金額を計算している。DWP が公表している住居費 (家賃、水道代等) を差し引いた可処分所得は、給与、社会保障給付 (住居およびカウンシル・タックス給付)、年金、教育交付金等からなり、ここから所得税等 (国民保険料 (医療)、年金保険料を含む) が差し引かれたものとなっている。GLA Economics は、こうしたデータに基づき、まず子供のいない成人 2 人の世帯の中位所得を計算している。2010/11 年度の週当たりのこの値は 359 ポンドであった。同様に他の世帯モデルについても計算したものが表 9 である。政府の貧困閾値 (Poverty Threshold) は所得中位値の 60% であることから、この 60% を達成可能とする時間当たり賃金を算出したものが、表 10 に示されており、政府からの給付を含む賃金が 7.8 ポンド、含まないもので 9.55 ポンドとなっている。

3. ロンドン・リビング・ウェイジと貧困の現状²⁵⁾

表 11 は上記の 2 つのアプローチから算出されたそれぞれの時間当たり賃金の加重平均値を示したものであり、政府からの給付を含む金額が 7.45 ポンド、含まない金額が 9.30 ポンドとなっている。

GLA Economics はこの賃金額を貧困閾値賃金 (Poverty Threshold Wage) と呼んでおり、この賃金は少なくとも貧困閾値の水準となることを意味している。

GLA Economics は、この貧困閾値賃金自体は生活賃金ではなく、あくまでも貧困かそうでないかの境となる賃金であるため、生活賃金であるには、不測の事態に備え、貧困状態に陥ることを避けるための余裕が必要であると考えている。このため、この貧困閾値賃金に 15% 分を加えた時間当たり賃金をロンドン・リビング・ウェイジとしている。2012 年のロンドン・リビング・ウェイジは、8.55 ポンド、資力調査に基づく給付を除いた場合のロンドン・リビング・ウェイジは、10.70 ポンドとなる。税控除・給付を含めた賃金とするか、除外した賃金とすべきかという選択があるが、GLA Economics は、税控除・給付システムは社会で最も収入で恵まれない

表 9 各世帯の可処分所得と貧困閾値 (2010/11 年度) (単位: ポンド、週当たり)

	夫婦子供あり	一人親子供有り	夫婦子供無し	単身者
中位値	506.20	344.60	359.00	197.50
中位値の 60%	303.70	206.80	215.40	118.50

注: 数値は 10 ペンス単位で四捨五入されたもの

出所: GLA Economics (2012) の Table 3.1 に基づき筆者作成

表 10 貧困閾値を満たす時間当たり賃金

(A) 子供のいる世帯

(単位: ポンド、週当たり)

所得者	夫婦と子供 2 人				一人親	
	2 ft	1 ft 1 pt	2 pt	1 ft	ft	pt
全ての社会保障給付を含む						
収入中位値の 60%	6.80	7.20	11.00	10.40	7.90	12.45
資力調査済み給付を除く						
収入中位値の 60%	10.90	11.55	> 15.00	13.65	> 15.00	> 15.00

出所: GLA Economics (2012) の Table 3.2a に基づき筆者作成

(B) 子供のいない世帯

(単位: ポンド、週当たり)

所得者	夫婦で子供無し				単身者	加重平均
	2 ft	1 ft 1 pt	2 pt	1 ft	ft	
全ての社会保障給付を含む						
収入中位値の 60%	6.25	8.70	14.15	14.20	7.35	7.80
資力調査済み給付を除く						
収入中位値の 60%	6.25	8.70	14.15	14.20	7.35	9.55

注: 加重平均値の 7.80 ポンド、9.55 ポンドは、子供のいる世帯、子供のいない世帯両方を合わせた数値

出所: GLA Economics (2012) の Table 3.2b に基づき筆者作成

表 11 貧困閾値平均時間当たり賃金

(単位：ポンド、時間当たり)

アプローチ	給付を含む	給付を含まない
基本生活費 (1)	7.10	9.10
所得分布 (60%) (2)	7.80	9.55
(1) と (2) の平均	7.45	9.30

注：数値は5ペンス単位で四捨五入されたもの

出所：GLA Economics (2012) の Table 4.1 に基づき筆者作成

人々が雇用を確保することに支障をきたすことなく、そうした人々に対して所得再分配の役割を担っていることを理由にこれらを考慮に入れるべきとしている。

このロンドン・リビング・ウェイジに満たない賃金を得ている労働者はどの程度存在するのか。GLA Economics は、国立統計局のデータを用いて推計した結果、ロンドンで働いているフルタイム労働者の約 11%、パートタイム労働者の約 46%、総数約 70 万人もの労働者が 8.55 ポンド未満の賃金しか得ていないとしている。

IV. ロンドン・リビング・ウェイジの費用と効果

GLA Economics (2012) によれば、大ロンドン庁グループ職員約 3400 人がロンドン・リビング・ウェイジ受給者であり、大ロンドン庁グループの公契約の締結あるいは更新に際しては、契約要項の一つとして盛り込まれているという²⁶⁾。また、上で述べた Living Wage Foundation による認証を受けた雇用者は 78、認証過程にある雇用者が 44、認証はうけていないものの、ロンドン・リビング・ウェイジを支払うことを宣言している雇用者が 74、合計すると 196 もの企業、政府機関、教育機関、非営利組織等の雇用者がロンドン・リビング・ウェイジを支払っているという状況にある²⁷⁾。

こうしたことを踏まえて、実際にロンドン・リビング・ウェイジが、採用した企業や組織、従業員にどのような影響を与えたとみることができるのか、すなわち、ロンドン・リビング・ウェイジ採用の費用と効果はどのように考えることができるのかという疑問がわく。ロンドン・リビング・ウェイジの費用と効果に関して行われた調査研究は、2012 年 12 月までに 2 つ存在している。

一つは、GLA Economics が London Economics という外部の民間調査研究機関に委託して行われたもので、2009 年 2 月に調査報告書 (London Economics (2009)) が公表された²⁸⁾。この調査報告書は、計量経済学アプローチによる実証研究ではなく、ロンドン・リビング・ウェ

イジを採用した雇用者とその従業員にアンケート調査およびインタビューを実施し、その結果を分析したものである。この報告書によると、ロンドン・リビング・ウェイジ採用のメリットは次の通りである。

従業員の入れ替わり率の著しい低下、従業員の定着・在籍期間の伸長、採用と新人の導入研修の費用の大幅な節減、欠勤率および病気休暇取得率の低下、従業員の仕事の質の向上、従業員の仕事に対するモラルと意欲の著しい改善、雇用者側にとっては社会的責任を果たしているといった評判が高まり、世間から好印象を持たれるようになった、従業員にとっては収入の増加が生活水準の向上につながり、教育や自己研鑽の機会を持てるようになった、といったことがあげられている。

一方で、ロンドン・リビング・ウェイジの費用については、契約価格の上昇、人件費の上昇、利益の減少、従業員間の賃金格差を維持するために全体の賃金を上昇させるさざなみ効果等があげられている。

最終的には、雇用者側にとっては大きな負担とはならず、雇用者側、従業員側双方にメリットが確認できたため、メリットが費用を上回り、純便益がもたらされたと結論付けている。

第 2 の研究は、クウィーン・メアリ大学 (Queen Mary University of London) の Jane Wills 教授とバーベック大学の Brian Linneker 上級研究員による研究で 2012 年 10 月に公表された²⁹⁾。この研究も上の研究と同様に、企業等の雇用者および従業員にアンケート調査やインタビューを行い、その結果を分析したものである。この調査報告書によると、ロンドン・リビング・ウェイジ導入の効果と費用は次の通りである。

<雇用者へのインパクト>

- ・従業員の離職率が 25% 低下した。
- ・良識ある雇用者といった世間からの評判が向上した。
- ・従業員の定着率が向上し、従業員の態度が改善した。
- ・従業員の平均賃金上昇率は 26% だったが、業務方法の

見直し、マネジメントに関わる諸経費の削減および場合によって労働時間、従業員数の削減によって費用増を軽減し、この結果、ロンドン・リビング・ウェイジ導入による費用増は平均すると契約費用の6%だった。また、ロンドン・リビング・ウェイジ導入による費用増は企業全体の運営費用に対して非常に小さな割合となる傾向がある。

- ・従業員の定着率が改善したことによる従業員採用費用（広告宣伝費、管理費等）の減少があったが、この節減額は平均して全体の契約費用の0.3%と小さなものだった。

<従業員へのインパクト>

- ・ロンドン・リビング・ウェイジを導入している職場にいる労働者は、ロンドン・リビング・ウェイジを導入していない職場にいる労働者よりも心理状態が良い。
- ・家族との時間をより多く持てるようになった、あるいはより多くの休暇をとれるようになった等の理由から、32%の労働者は家族生活にメリットがあると感じている。
- ・より多くのものを購入できるようになり、またより多く貯金できるようになった等の理由から、38%の労働者が金銭的なメリットを報告した。
- ・全体として65%の労働者が、仕事、家族生活、金銭的な面において改善があったと報告した。
- ・ただし、労働者への金銭的なメリットは、税額控除および各種給付を申請していない人に顕著である一方で、既に税額控除・各種給付を受けている人々にとっては、賃金が上昇すればその分、現在の受給額や控除額が減ることになるため、金銭的メリットは著しく小さなものとなる。

上記に加えて、政府の財政支出との関係で、Wills and Linneker (2012) は、もしロンドンにおける低所得者全員に対してロンドン・リビング・ウェイジが支払われたとしたら、税基盤の拡大による税収増および労働者が支払う国民保険料の増収効果額4億7700万ポンド、さらに社会福祉給付支出と税額控除の削減効果3億4600万ポンドにより、総額8億2300万ポンドの政府支出節減につながるであろうとの推計を示している。

V. ロンドン・リビング・ウェイジについての考察

これまで、アメリカで広まりつつある生活賃金条例と、ロンドン・リビング・ウェイジの概要およびその費用と効果についてみてきたが、ここで生活賃金、ロンドン・リビング・ウェイジについていくつかの考察を行う。

まず、生活賃金の考え方は非常に説得力があるものの、現代の自由市場経済において、企業は利潤最大化を目指すため、売り上げに対してアウトプット（財、サービス）にかかる費用を最小化する誘因を持つ。このことを前提とすると、市場で他企業と競争している企業は、労働者の能力、スキル、知識等を考慮した上で、可能な限り人件費を抑制しようとする。こうした場合、不当に低い賃金しか労働者に支払われないということにつながりうる。このようなことに歯止めをかけるために、多くの先進国において最低賃金が設定されているが、国によっては最低賃金による労働では生活費を満たすだけの所得を得ることができない人々が存在する。したがって、歴史的経緯からしても生活できる最低賃金という考え方には一理ある。しかし、一方で次のことが指摘されうる。最低賃金（たとえばイギリスの最低賃金）は、上記の通り、経済状況、物価、雇用、賃金格差等様々な経済変数を考慮に入れて決定される。こうした方法と、生活費を基にした最低限の生活可能給という算定式から算出された賃金を企業側に求めていくことは、賃金の設定方式として明らかに大きな差異がある。生活賃金による最低賃金の設定においては、企業にとって管理可能な費用以外の外部要因費用が存在する（たとえば家賃）。こうした外部要因費用は直接企業にとってコントロールできないため、こうした費用が著しく上昇した場合、それに見合った賃金の引き上げを行うかどうかは企業の裁量に任されており、生産（財、サービス）と売り上げに直接関係のない費用を考慮に入れた賃金上昇は経営の観点からは肯定し難い。企業は企業のコントロール範囲外の費用上昇を受け入れる場合、コントロールが及ぶ範囲内の費用を削減しようとするだろう。この削減対象の一つとなりうるのが人件費である。すわなち、単位当たり費用（時間当たり賃金）の下限の設定を求められた場合、それが強制であろうと、自主的であろうと、人件費の上昇を抑えようとするれば、数量（労働者の総労働時間や雇用者数）で調整するものと考えられる。この点の認識は重要であ

る。したがって、ロンドン・リビング・ウェイジについても、採用した企業における労働者の労働時間と雇用者数について、大ロンドン庁およびキャンペーン実施主体者は慎重に注視すべきであるが、上の2つの研究においても、Living Wage Foundationの主張にも、この点に関する言及は下で述べる事例を除いて非常に少ない。イギリスよりも先に開始されたアメリカの最低賃金、生活賃金条例の雇用へ与える効果に関する実証研究からはまだ明確な方向性、結論を見出しておらず、現時点で一部の研究者が主張している最低賃金、生活賃金の導入および引き上げは雇用へ負の効果をもたらさないということの一般化には慎重であるべきであろう³⁰⁾。毎年、様々な経済要因を考慮に入れて政府に最低賃金を勧告するLow Pay Commissionが雇用機会の減少、特に若年者の就職の障害とならないように最低賃金を設定しようとしているのに対し、ロンドン・リビング・ウェイジの設定は低所得の労働者の立場を重視する一方で、経済環境の理解の視点、雇用や労働時間、特に若年労働者に与える影響の視点が欠けている印象を拭えない。

表12はロンドン・リビング・ウェイジと全国最低賃金、週平均所得増加率、消費者物価上昇率について時系列推移を示したものである。これによると、全国最低賃金よりもロンドン・リビング・ウェイジの方がその水準が高いのはもちろんのこと、上昇ペースが速いのが明らかである。2007年、2008年にLLW/NMW比率が1.30だったのが、2012年には1.38倍にまで拡大してきている。またロンドン・リビング・ウェイジの上昇率は2010年以降、

全体の週平均所得の増加率を上回っている。London Economics (2009) が指摘したさざなみ効果による労働者間の賃金格差を維持するために何らかの形でロンドン・リビング・ウェイジを採用した企業において総人件費抑制策をとる可能性も今後は否定できない。

上で述べたように、企業にとっての総人件費は、単位当たり費用(時間当たり賃金)と総労働時間の積である。もし単位当たり費用、すなわち労働者の時間当たり賃金を引き上げた場合、企業には主として4つの対応が考えられる。第1に、総人件費を増加させずそれまでと同様に維持したいと考えるのならば、総労働時間について単位当たり費用上昇分を相殺するよう短縮する。この場合、労働者一人当たりの労働時間が減らされる(例:週40時間から35時間へ)か、もしくは一人当たり労働時間を変えずに、労働者数を削減する。これは最低賃金引き上げの際に雇用削減につながる一般的な経済学者が主張することの根拠の一つである。第2に、賃金引き上げ対象となる労働者の人件費総額が増加することを許容しつつも、管理職やその他生活賃金引き上げの対象とならない労働者の労働時間もしくは労働者数を削減することにより、企業にとっての人件費総額を一定とする。第3に、賃金引き上げ対象となる労働者の人件費総額が増加することを許容しつつも、人件費以外の費用項目、たとえば広告宣伝費等の費用を削減し、企業にとっての総費用を一定に保つ。第4に、賃金引き上げ対象となる労働者の人件費総額が増加することを許容し、他の費用項目を削減したとしても、あるいは削減することなしに、総

表12 ロンドン・リビング・ウェイジ(LLW)、全国最低賃金(NMW)、消費者物価上昇率

	LLW				NMW			比率 (LLW(A)/ NMW)	週平均所得 増加率(%)	消費者 物価上昇率 (%)
	LLW(A)	変化額	変化率	給付を除く LLW(B)	NMW	変化率(%)				
2005	£6.70			£8.10	£5.05		1.33	4.2	2.1	
2006	£7.05	£0.35	5.2%	£9.00	£5.35	5.9%	1.32	3.9	2.3	
2007	£7.20	£0.15	2.1%	£9.15	£5.52	3.2%	1.30	4.4	2.3	
2008	£7.45	£0.25	3.5%	£9.60	£5.73	3.8%	1.30	4.0	3.6	
2009	£7.60	£0.15	2.0%	£9.85	£5.80	1.2%	1.31	2.0	2.2	
2010	£7.85	£0.25	3.3%	£10.15	£5.93	2.2%	1.32	2.2	3.3	
2011	£8.30	£0.45	5.7%	£10.40	£6.08	2.5%	1.37	2.3	4.5	
2012	£8.55	£0.25	3.0%	£10.70	£6.19a	1.8%	1.38	1.6b	3.0c	

注:

a: 2012年10月から

b: 2012年の値は2012年1月から6月までの週平均所得の平均額に基づく。

c: 2012年の値は2012年1月から8月までの消費者物価指数の平均値に基づく。

出所: GLA Economics (2012) の Table 4.3 に基づき筆者作成

費用の増加を認め、結果として企業の利益幅減少を許容する。ここで重要な視点は、経済学理論の労働需要、労働需給の考え方をベースにしつつも、現実の企業は費用を増減させる裁量を持っているということである。自社ビルでなければ、オフィスをどこに置くかによって賃料は変わる。広告宣伝費にいくら支出するかも企業の判断と言え。したがって、企業は、現実の経営において、費用に関して売上との関係でどの程度の利益を出すかという観点も踏まえて増減の裁量を持つ。Wills and Linneker (2012) が報告しているように、ロンドン・リビング・ウェイジを導入する企業においても、その賃金上昇額が企業全体の総費用のどの程度の割合を占めるか、他の費用削減策や生産性向上策によって、費用上昇分を企業が吸収できる体力があるかどうかによって、対応は異なるであろう。極端な話、売上、利益、内部留保が数百億円～数千億円規模の企業と数百万円の零細企業の対応が同じであるとは考え難い。各労働者の時間当たり賃金の水準、労働者数、総人件費にいくらかけるか等については、各企業の裁量の範囲であるため、ロンドン・リビング・ウェイジが自企業への影響が軽微と判断する企業はロンドン・リビング・ウェイジを採用するであろうし、大きな費用増、負担増につながると判断する企業は採用しないであろう。しかし、上記の研究結果が示しているように、採用企業の名前が公表されることが企業にとって一定の宣伝効果を持つため、ロンドン・リビング・ウェイジを採用しつつ、労働時間、雇用者数を調整することによって人件費を抑制する企業が今後出てくることも考えられうる。

こうしたことは、既に Wills and Linneker (2012) のケース・スタディにおいて実際に取り上げられている。Wills and Linneker (2012) は、ロンドン・リビング・ウェイジを導入した8つの企業（小さな清掃業者等）について、導入前と導入後の人件費、労働時間、労働者数等について詳しいデータを用いて分析を行っており、このうち2つの事例では労働者数、労働時間ともにロンドン・リビング・ウェイジ導入後に減少している³¹⁾。

そうした中、マクロ経済状況は、ロンドン・リビング・ウェイジを企業が採用するかどうか、あるいは採用した企業が労働者の労働時間を減少させたり、雇用者数を削減したりする大きな要因と考えられる。景気が低迷している時に特に懸念されるのは若年者の雇用である。ロンドンにおける2011年6月から2012年6月までのロンド

ンの平均失業率（16歳以上）は9.2%、18-24歳の若年層は22.8%³²⁾、イギリス全体の平均失業率（16歳以上）は同8.2%、18-24歳の若年層は19.7%³³⁾と若年層の失業率は著しく高くなっている。イギリスの全国最低賃金は年齢に応じた4つの最低賃金額の設定をしているが、ロンドン・リビング・ウェイジは、上記のように両親、一人親、子供がいる、いないといった4つのモデル世帯、11パターンの金額を加重平均した一つの賃金しかない。現実の世帯の家族構成は多様であり、ロンドン・リビング・ウェイジの金額で実際に最低限生活を送ることのできる世帯もあれば、そうでない世帯も存在することを意味している。2012年において全国最低賃金の成人レート6.19ポンドとロンドン・リビング・ウェイジ8.55ポンドの差は2.36ポンドであるが、若年層、たとえば18-21歳の労働者に適用される時間当たり最低賃金（発展レート（Development Rate））は4.98ポンドであり、ロンドン・リビング・ウェイジとの差は3.57ポンド、ロンドン・リビング・ウェイジは発展レートの1.72倍である。なぜLow Pay Commissionはロンドン・リビング・ウェイジよりも非常に低い最低賃金を設定するのか。なぜ発展レート（18-20歳）の時間当たり賃金を2012年度は前年度から4.98ポンドのまま据え置きとしたか。その理由は若年層の雇用に配慮したに他ならない³⁴⁾。繰り返しになるが、市場経済の世界においては、企業は人件費に関して裁量権を持つ。時間当たり賃金に制約が課されるのならば、量（労働時間、雇用者数）で調整する。こうした理由から、Low Pay Commissionは特に若年層の最低賃金引き上げに慎重なのである。

第2に、ロンドン・リビング・ウェイジがより多くの企業に採用されるかどうかの懸念材料の一つとして、住居費があげられる。すなわち、今後のロンドン・リビング・ウェイジ採用企業の拡大はロンドン・リビング・ウェイジ上昇率（幅）に依存している面があると考えられる。大幅な上昇は企業によっては大きな負担となりうる。そのカギとなるのが住居費と考えられる。上述したように、住居費は賃金を払う企業のコントロール範囲外の費用項目である。GLA Economics (2005) も認めているように、ロンドンの賃貸住宅の家賃はイギリス国内他地域と比較して著しく高い。Home Let Rental Indexによると、2012年10月平均家賃は、1,240ポンドで前年同月比82ポンド増、7.1%上昇（消費者物価上昇率は同2.7%）2009年10月比では300ポンド増、31.9%もの上昇である³⁵⁾。ロ

ンドン・リビング・ウェイジは基本的に社会住宅（Social Houses）に居住することを前提に住居費を計算しているが、LSE（2012）が指摘しているように、実際は GLA Economics が想定している世帯モデルで社会住宅に住んでいる世帯は 43% に過ぎず、今後、益々民間住宅に住む世帯が増えることが見込まれている³⁶⁾。

そうした場合、ロンドン・リビング・ウェイジでは生活できない人々が増加する、もしくはもし GLA Economics がより多くの世帯が民間賃貸住宅に居住することを前提にロンドン・リビング・ウェイジの算出方法を変更した場合、大幅なロンドン・リビング・ウェイジの上昇となる可能性が高い。そうなった場合、ロンドン・リビング・ウェイジの採用を躊躇する企業が増え、既に採用している企業もロンドン・リビング・ウェイジ適用対象の労働者の雇用を削減する可能性も大きく高まるものと予想される。企業が自らコントロールできず、かつ負担となる費用からはできるだけ距離を置こうとするであろうし、もしそれを受け入れるのであれば他の費用を削減することにより、総費用を抑制しようと考えられるからである。ロンドン・リビング・ウェイジ対象者の住居費は、賃貸住宅の需要と供給に依存するため、LSE（2012）が示しているように、ロンドン・リビング・ウェイジだけで貧困を解消することは難しく、今後中長期的には、ロンドンにおける住宅供給の大幅な増加が必要であり、そうした政策措置が求められるであろう。

第 3 に、上記の通り、政府の財政支出との関係で、Wills and Linneker（2012）は、もしロンドンにおける低所得者全員にロンドン・リビング・ウェイジが支払われたとしたら、税基盤の拡大による税収増および労働者が支払う国民保険料の増収効果額 4 億 7700 万ポンド、および社会福祉給付支出と税額控除の削減効果 3 億 4600 万ポンドにより、総額 8 億 2300 万ポンドの政府支出節減につながるであろうとの推計を示しているが、これは静的な試算であり、ロンドンにおいて、一律にロンドン・リビング・ウェイジが適用された場合の企業への影響、企業の対応が全く考慮されていないため、金額は過大となっていると考えるのが自然であろう。ロンドン・リビング・ウェイジに限らず、労働需給で決まる市場レートよりも高い賃金を企業に課すことは、低所得者に対する最低生活所得を保障するためのコストを企業と政府（すなわち、納税者）のどちらが負担すべきなのかといった難しい問題を提起することになる。上で述べたように、

企業には人件費の増減について裁量を持ち、人件費の増加を他の費用の削減で対応することができれば、政府の財政支出の負担の軽減につながるであろうが、企業が賃金の上昇を雇用の削減で対応した場合、失業者への失業給付が増大するであろうし、企業が労働時間を短縮することによって、低所得者の賃金は上昇しても総所得はそれほど上昇しないといったケースをありうるため、ロンドン・リビング・ウェイジの一律適用の財政支出へ与える効果については、こうした企業の対応を考慮に入れて考える必要がある。

最後にロンドン・リビング・ウェイジが日本へ与える示唆について考察したい。現在、日本において公契約条例が広まりつつあるが、ここにはロンドン・リビング・ウェイジほど厳密な生活賃金という概念や算定方法はまだ盛り込まれていない³⁷⁾。しかし、ロンドン・リビング・ウェイジの我が国への示唆と考えられることは次の通りである。まず、ロンドン・リビング・ウェイジはその対象を公契約に限ったものではなく、ロンドンで経済活動を行っている企業すべてに対して採用を呼びかけていることである。すなわち、官民間の公契約のみならず、民間事業者全般の採用を当初から求めている。もちろん、ケン・リヴィングストン前ロンドン市長もボリス・ジョンソン現ロンドン市長もロンドン・リビング・ウェイジを推進する立場にあることから、上記の通り、大ロンドン庁の職員、大ロンドン庁が民間事業者へ発注する公契約へのロンドン・リビング・ウェイジ適用に一早く取り組んでいるが、目的はロンドンで生活するすべての労働者が生活可能な賃金を得ることであり、公契約のみに絞った取り組みではない。この点、アメリカの生活賃金条例とも、我が国で広がりつつある公契約条例と異なる。これは、公契約従事者のみに異なる高い最低賃金が適用され、公契約従事者以外は別の低い最低賃金が適用されるといった労働者間の公平性を欠く取り組みではないことは注目に値する³⁸⁾。

第 2 に、成文化した条例に基づく強制的なものではなく、Living Wage Foundation 等のキャンペーン主体組織、ボリス・ジョンソン・ロンドン市長が企業に圧力をかけつつも、あくまでもその採用について企業の自主性に任せることにしていることは企業による労働者への負の影響を軽減する効果を有するものとなっていると考えられる。一方で、これは、ロンドンのような大都市には、ロンドン・リビング・ウェイジを採用してもそのコスト上

昇を他で相殺可能な大企業が多く存在しているからこそ、可能な取り組み方法であるとも考えられる。

第3に、Wills and Linneker (2012) が、各種給付・税額控除の関係で、ロンドン・リビング・ウェイジを受給することになり、時間当たり賃金の上昇の恩恵を受けた労働者にとって必ずしもそれに見合った所得の増加に結びついていないことを指摘していることは上でみた通りであるが、これに関して、今後日本においても、公契約条例導入や最低賃金の改正が行われたとしても、イギリスとは異なるものの、税・社会保険料との関係で時間当たり賃金の上昇がそのまま可処分所得の増加に結びつかないことに留意が必要で、この点については低所得者対策の論点の1つになる可能性がある。

いずれにしても、我が国において生活賃金という概念に基づく労働者の最低賃金の設定について、現在広まりつつある公契約条例という方法が果たして望ましいのか、あるいは最低賃金法に基づく最低賃金の引き上げが望ましいのか、もしそうであるのなら、その場合、最低賃金の設定方法にどのような改善の余地があるのか、こうした点についてのさらなる研究が必要であることは論をまたないと考えられる。

注

- 1) 連合公契約ニュース（公契約の取り組み）
< http://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/chusho/kou_keiyaku/news.html >
国分寺市は公共調達条例。野田市、川崎市については、岸 (2012) を参照。
- 2) たとえば、多摩市の公契約条例第1章第1条は「この条例は、多摩市（以下「市」という。）が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする」としている。相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約の労働報酬下限額は、平成24年4月から885円と神奈川県地域別最低賃金836円（2012年9月30日まで）より49円高い水準に設定された。
- 3) 詳しくは宮坂（2005）を参照。
- 4) Brenner (2002) p.2. 生活賃金の定義については、Glickman, Lawrence B. (1997) A Living Wage: American Workers and the Making of Consumer Society. Cornell University Press, p3からの引用で、原文は "the ability to support families, to maintain self-respect, and to have both the means and the leisure to

- participate in the civic life of the nation" である。
- 5) Levin-Waldman (2005) p.24.
 - 6) Pollin, Brenner, Wicks-Lim, and Luce (2008) p.4.
 - 7) Neumark and Wascher (2008) p.268.
 - 8) イギリスにおける生活賃金の考え方が最初に形成されたのは、上記の通り、1870年代である。2005年のロンドン・リビング・ウェイジ公表に至るまでの歴史的な経緯については、Wills and Linneker (2012) P.4 および pp.42-43, Appendix 1: The history of the living wage において詳しく説明されている。
 - 9) 全国規模の最低賃金はイギリス史上初めてであったが、イギリスにおける最低賃金への取り組みには長い歴史がある。1909年産業員会法 (Trade Boards Act 1909) は一部の労働者を対象とした最低賃金を決めるための公労使三者によって構成される産業員会を設置した。1998年全国最低賃金法制定に至るまでの歴史的変遷とその過程については、小宮（2007）が詳しい。
 - 10) 小宮 (2007) pp.823-824.
 - 11) Low Pay Commission ホームページ < <http://www.lowpay.gov.uk/> >
 - 12) Wills and Linneker (2012) p.4.
 - 13) Low Pay Commission (1998)、Low Pay Commission (2012) による。
 - 14) Wills and Linneker (2012) p.4.
 - 15) Queen Mary University of London, London Living Wage Research ホームページ
< <http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/> >
以下の本文でのロンドン・リビング・ウェイジ・キャンペーンと大ロンドン庁 (Greater London Authority) がロンドン・リビング・ウェイジ導入に至るまでの記述は、Wills and Linneker (2012) と Queen Mary University of London, London Living Wage Research ホームページに基づく。
 - 16) Wills and Linneker (2012) pp.4-5.
 - 17) Living Wage Foundation は次の3つのことを行うとしている (Living Wage Foundation ホームページ < <http://www.livingwage.org.uk/our-work> > より)。
① 認証 (Accreditation) : 生活賃金を採用している雇用者、あるいは今後、生活賃金を採用予定の雇用者を認証し、生活賃金マークを付与する。
② 情報提供 (Intelligence) : 生活賃金を実施しようとしている雇用者に助言とサポートを提供する。
③ 影響を与える (Influence) : 生活賃金を公に推進するために、主要な雇用者向けに公開討論会を開催する。
 - 18) GLA Economics (2005) p.ii.
 - 19) GLA Economics (2012) p.32.
 - 20) 同上、p.32.
 - 21) ここでの記述は、GLA Economics (2005) および GLA Economics (2012) に依拠している。
 - 22) GLA Economics (2005) p.6. この Basic Living Costs のことを LCA family budgets と呼んでいる。

- 23) 同上, p.6. なお, GLA Economics (2005) は, 同ページにおいて, この基本生活費による賃金額の定義は, H Parker (1998) *Low Cost but Acceptable. A minimum income standard for the UK: Families with young children*, London: Zacchaeus Trust. に基づくものであるとしている。
- 24) 基本生活費アプローチの記述と同様に, ここでの記述も GLA Economics (2005) および GLA Economics (2012) に依拠している。
- 25) 基本生活費アプローチおよび所得分布アプローチの記述と同様に, ここでの記述も GLA Economics (2005) および GLA Economics (2012) に依拠している。
- 26) GLA Economics (2012) p.5.
- 27) 同上, pp.33-37.
- 28) London Economics, *An independent study of the business benefits of implementing a Living Wage policy in London*, February 2009, GLA Economics.
- 29) Wills, Jane and Brian Linneker, *The Costs and benefits of the London living wage*, October 2012, Queen Mary University of London.
- 30) 生活賃金 (および最低賃金) の設定, 引き上げが雇用に対して負の影響を与えるとするものとしては, Neumark (2002), Neumark and Wascher (2008) などがある。こうした Neumark らの実証研究について, 用いているデータが不適切である等の理由から批判し, 生活賃金 (および最低賃金) によるコスト上昇は平均して企業全体の費用のわずかな割合しか占めず, それらは生産性上昇により, 相殺されうるものとして生活賃金 (および最低賃金) に肯定的な立場を示す研究として, Pollin, Brenner, Wicks-Lim, and Luce (2008) などがある。
- 31) Wills and Linneker (2012) pp.47-54. ケース G (smallest cleaning contractor) では, 清掃スタッフ人数が 12 人から 10 人へ, 清掃スタッフの総労働時間が 6,720 時間から 5,600 時間へ減少し, 清掃スタッフの総人件費は, 43,680 ポンドから 43,960 ポンドへ 280 ポンドの微増となっており, ほとんど変わっていない。ケース GLN (smallest cleaning contractor) でも, 清掃スタッフ人数が 3 人から 2 人へ, 清掃スタッフの総労働時間が 2,100 時間から 1,680 時間へ減少し, 清掃スタッフの総人件費は, 12,600 ポンドから 13,188 ポンドへ 588 ポンド微増している。一方で, 契約費用 (企業にとっての収入) は 39,900 ポンドから 35,039 ポンドへ減少しており, Wills and Linneker は, 1) 現場スタッフ以外の人件費削減, 2) 人件費以外の費用削減, 3) 利益の減少, のいずれかで対応がなされていると指摘している (p.51)。
- 32) Office of National Statistics, *Regional Labour Market: H107 - Headline Indicators for London*, December 2012. <<http://www.ons.gov.uk/ons/publications/re-reference-tables.html?edition=tcn%3A77-253058>>
- 33) Office of National Statistics, *Labour Market Statistics Data Tables*, August 2012. <<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/lms/labour-market-statistics/august-2012/index-of-data-tables.html#tab-Unemployment-tables>> なお, イギリス全体の失業率とロンドンの失業率との期間が合わないため, イギリス全体の 2 つの失業率は, 2011 年 7 月から 2 ヶ月ごとに発表される数値の 4 回分を平均したものを示した。
- 34) Low Pay Commission (2012) pp.148-149.
- 35) This is Money website <<http://www.thisismoney.co.uk/money/mortgageshome/article-2232438/Rental-prices-London-soar-just-years.html>>
- 36) LSE British Politics and Policy at LSE website 8 November 2012 <<http://blogs.lse.ac.uk/politicsandpolicy/2012/11/08/predistribution-and-the-living-wage-or-why-we-have-to-cut-housing-costs/>>
- 37) 生活賃金の概念は国の最低賃金法第 9 条 3 にも「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう, 生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と示されている。
- 38) もちろん, ロンドン・リビング・ウェッジ採用企業で働いているか否かという労働者間の最低賃金の格差は存在する。

参考文献・資料

- 岸道雄「民間委託等の公契約条例に関する一考察—公平性と経済学の観点から—」『政策科学』19 巻 3 号, 立命館大学政策科学会, 2012 年
- 小宮文人「イギリスの全国最低賃金に関する一考察」『北海学園大学法学研究』42 (4), 2007 年
<<http://hokuga.hgu.jp/dspace/bitstream/123456789/988/1/HOUGAKU-42-4-2.pdf>>
- 宮坂純一「生活賃金運動の問題提起」『労働調査』2005 年 9 月, 労働調査協議会
<http://rochokyo.gr.jp/articles/0509_2.pdf>
- 連合公契約ニュース (公契約の取り組み)
<http://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/chusho/kou_keiyaku/news.html>
- Brenner, Mark (2002) *Defining and Measuring a Global Living Wage: Theoretical and Conceptual Issues*, April.
<http://www.peri.umass.edu/fileadmin/pdf/gls_conf/glw_brenner.pdf>
- GLA Economics (2005) *A Fairer London: The 2005 Living Wage in London*. <<http://www.london.gov.uk/publication/economic-development-publications-2000-2008#living>>
- GLA Economics (2012) *A Fairer London: The 2012 Living Wage in London*.
<<http://www.london.gov.uk/publication/fairer-london-2012-living-wage-london>>
- Levin-Waldman, Oren M. (2005) *The Political Economy of the Living Wage*, M.E. Sharp.

London Economics (2009) *An independent study of the business benefits of implementing a Living Wage policy in London*, February, GLA Economics

< http://www.london.gov.uk/mayor/economic_unit/docs/living-wage-benefits-summary.pdf >

Low Pay Commission (2012) *National Minimum Wage 2012*.

< http://www.lowpay.gov.uk/lowpay/report/pdf/8990-BIS-Low%20Pay_Tagged.pdf>

LSE British Politics and Policy at LSE website 8 November 2012

<<http://blogs.lse.ac.uk/politicsandpolicy/2012/11/08/predistribution-and-the-living-wage-or-why-we-have-to-cut-housing-costs/>>

Neumark, David (2002) *How Living Wage Laws Affect Low-Wage Workers and Low-Income Families*, Public Policy Institute of California.

Neumark, David and William L. Wascher (2008) *Minimum Wages*, The MIT Press

Pollin, Brenner, Wicks-Lim, and Luce (2008) *A Measure of Fairness: The Economics of Living Wages in the United States*, Cornell University Press.

Wills, Jane and Brian Linneker (2012) *The Costs and benefits of the London living wage*, October, Queen Mary University of London.

